

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律第9条による児童福祉法の一部改正及びこれに伴う児童福祉法施行規則等の関係政省令の一部改正について

平成12年12月26日 児発第966号
厚生省児童家庭局長

平成12年6月7日に公布された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号。以下「改正法」という。）の一部は、同日公布された関係政省令とともに同日施行され、その趣旨及び内容について、平成12年6月7日障第451号・社援第1351号・児発第574号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・児童家庭局長通知「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行（平成12年6月7日）及びこれに伴う政省令の改正について」により、既に通知されているところである。

同通知において、改正法のうち、児童福祉法の助産施設及び母子生活支援施設の入所方式に係る部分（改正法第9条部分（平成13年4月1日施行）については、別途通知することとされていたところであるが、今般、当該部分に関して、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成12年政令第448号。以下「改正政令」という。）及び「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成12年厚生省令第128号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり、それぞれ、平成12年10月12日、平成12年10月23日に公布され、改正法第9条の施行期日と同日の平成13年4月1日に施行することとされたところである。

ついては、改正法第9条並びに改正政令及び改正省令の趣旨、内容等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の4第1項の規定に基づく

技術的助言として、下記のとおり通知するので、管内市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底をお願いする。

記

第1 改正法第9条（児童福祉法の一部改正部分）の趣旨及び概要

1 趣旨

福祉サービスの利用者の選択を尊重するという改正法の理念に基づき、助産施設及び母子生活支援施設の入所方式について、その利用者が施設選択の主体となり得る妊産婦や母親である一方、児童の福祉上行政の関与が必要であること等を勘案し、現行の都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）による措置の制度から、利用者が希望する施設を自ら選択し、都道府県等と契約する制度へと変更するとともに、利用者の施設選択等に資するため、都道府県等が地域住民に対し、助産施設及び母子生活支援施設について情報交換を行うことを内容とする児童福祉法の一部改正を行ったものである。

2 概要

改正法第9条の概要は、以下のとおりである。

- (1) 都道府県等は、助産の実施又は母子保護の実施を希望する者からの申込みがあったときは、

その妊産婦に対し助産施設において助産を行い、又はその保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならないものとしたこと。

- (2) 助産の実施又は母子保護の実施を希望する妊産婦又は保護者は、希望する助産施設又は母子生活支援施設等を記載して都道府県等に申込みを行うものとする。この場合において、助産施設又は母子生活支援施設は、当該妊産婦又は保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができるものとしたこと。
- (3) 都道府県等は、母子保護の実施を希望する保護者が特別な事情によりその都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、その施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならないものとしたこと。
- (4) 都道府県等は、福祉事務所又は児童相談所より助産の実施又は母子保護の実施が適当である旨の報告又は通知を受けた妊産婦又は保護者に対し、必要があると認めるときは、助産の実施又は母子保護の実施の申込みの勧奨をしなければならないものとしたこと。
- (5) 都道府県等は、妊産婦の助産の実施又は保護者の母子生活支援施設の選択及びこれらの施設の適正な運営の確保に資するため、助産施設又は母子生活支援施設の設備及び運営の状況等の情報提供を行わなければならないものとしたこと。

第2 改正政令及び改正省令の内容

1 趣旨

改正法により必要となる児童福祉法施行令等の関係政令の文言の整理等を行うとともに、改正法により必要となる助産施設及び母子生活支援施設の入所手続、都道府県等による情報提供の具体的な内容等を定めるため、児童福祉法施行規則等の関係省令の規定の整備を行ったものである。

2 改正省令の留意事項等

- (1) 助産施設関連部分
 - ア 助産施設の入所の手続について
 - (ア) 助産の実施を希望する妊産婦は、「助産施設

入所申込書」(別紙第1号様式例)に必要な事項を記入した上で、市及び福祉事務所を設置する町村の区域に居住地を有する場合にはその居住地の市町村長あてに、その他の町村の区域に居住地を有する場合にはその居住地の都道府県知事あてに当該助産施設の入所申込書を提出すること。

- (イ) 都道府県等は、助産の実施基準の適正なる適用等の観点から、助産施設入所申込書の記載事項及び添付書類に基づき、保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないという事実を確認すること。

その際、こうした確認のために必要な書類の簡素化を図るなど、申込者にとって過度の負担とならないよう十分配慮すること。

- (ウ) 都道府県等は、助産の実施を決定した妊産婦に対して「助産施設入所承諾書」(別紙第2号様式例)を交付し、あわせて入所助産施設に対しても当該助産施設入所承諾書の写を送付すること。
- (エ) 都道府県等は、助産の実施を行わない場合には、妊産婦に「助産施設入所不承諾通知書」(別紙第3号様式例)を交付し、入所が認められない旨及びその理由等を通知すること。
- (オ) 都道府県等は、助産施設への入所の承諾に際して、助産施設の利用に関する留意事項、徴収金の納付等必要事項について十分説明を行うよう努めること。
- (カ) 助産の実施前に、妊産婦の助産の実施理由の消滅、転出、死亡等によって助産の実施を解除した場合、妊産婦及び当該妊産婦が入所することとなっていた助産施設に「助産実施解除通知書」(別紙第4号様式例)を交付すること。また、助産の実施の解除に際して事前に説明及び意見の聴取の手続をとるなど、「福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令」(平成6年厚生省令第62号)に十分留意すること。

イ 助産施設入所申込書の提出の代行

- (ア) 改正法第9条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「改正児童福祉法」という。)第22条第2項の規定により助

産施設入所申込書の提出を代行する助産施設は、日頃から関係都道府県等の入所申込手続について十分に把握し、妊産婦から代行の依頼があった場合に当該妊産婦の了解を得た上で助産施設入所申込書の記載事項を確認し、記入漏れ等を防ぐなど保護者の負担軽減に資するよう努めること。

(イ) 助産施設入所申込書の提出の代行に関わる者は、当該代行により知り得た、妊産婦や家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

ウ 情報提供

(ア) 改正児童福祉法第22条第4項の規定による都道府県等が行わなければならない情報提供に関しては、次に掲げる事項に関する情報を、助産施設一覧簿の備付け等地域住民が自由に利用できる方法で提供すること。

a 各助産施設の名称、位置及び設置者に関する事項（設置者と運営者が異なる場合にはそれら両方）

b 各助産施設の施設及び設備の状況に関する事項

c 次に掲げる各助産施設の運営の状況に関する事項

助産施設の入所定員及び職員の状況

助産施設の助産の方針

その他助産施設が行う事業に関する事項（予約に基づく診察又は業務の実施、診療日若しくは診察時間又は就業の日時等）

d 徴収金に関する事項

e 助産施設への入所手続に関する事項（申込手続等）

なお、都道府県等が、情報提供を行うに際しては、例えば助産施設の付近図を示すなど、利用者が分かりやすいような方法で実施するよう努めること。

(イ) 改正児童福祉法第22条第4項においては、都道府県等は当該都道府県等が設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設について情報の提供を行わなければならないことを規定しているところであるが、妊産婦の助産施設の利用等に資する観点から、当該都道府県等に隣接・介在する福祉事務所の所管区域内にある助産施設についても併せて情報の提供を行うよう努め

ること。

(ウ) なお、都道府県等が上記の方法等により、地域住民に対する情報の提供を行う場合には、助産施設が医療法に基づく病院又は助産所であることに鑑み、医療法（昭和23年法律第205号）第69条及び第71条に規定する病院及び助産所に係る広告制限に留意して行う必要があること。

(2) 母子生活支援施設関連部分

ア 母子生活支援施設の入所の手続について

(ア) 母子保護の実施を希望する保護者は、「母子生活支援施設入所申込書」（別紙第5号様式例）に必要事項を記入した上で、市及び福祉事務所に設置する町村の区域に居住地を有する場合にはその居住地の市町村長あてに、その他の町村の区域に居住地を有する場合にはその居住地の都道府県知事あてに当該母子生活支援施設の入所申込書を提出すること。

(イ) 都道府県等は、母子生活支援施設入所申込書の記載事項及び添付書類に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けることがあるという事実を確認すること。

その際、こうした確認のために必要な書類の簡素化を図るなど、申込者にとって過度の負担とならないよう十分配慮すること。

(ウ) 都道府県等は、母子保護の実施を決定した保護者に対して「母子生活支援施設入所承諾書」

（別紙第6号様式例）を交付し、あわせて母子生活支援施設に対しても当該母子生活支援施設入所承諾書の写を送付すること。また、母子生活支援施設に対して、入所世帯の状況、母子保護の実施理由等を通知し、その母子生活支援施設が世帯の自立を支援する場合の便宜に供すること。

(エ) 都道府県等は、母子保護の実施を行わない場合には、保護者に「母子生活支援施設入所不承諾通知書」（別紙第7号様式例）を交付し、入所が認められない旨及びその理由等を通知すること。

(オ) 都道府県等は、母子生活支援施設への入所の承諾に際して、母子生活支援施設の利用に関する留意事項、徴収金の納付等必要事項について

十分説明を行うよう努めること。

(カ) 母子保護の実施期間の満了前に、保護者の母子保護の実施理由の消滅、転出、死亡等によって母子保護の実施を解除した場合、保護者及び当該保護者が入所中の母子生活支援施設に「母子保護実施解除通知書」(別紙第8号様式例)を交付すること。また、母子保護の実施の解除に際して事前に説明及び意見の聴取の手続をとるなど、「福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令」(平成6年厚生省令第62号)に十分留意すること。

(キ) 都道府県等は、毎年入所世帯の状況等について事実の確認を行い、特に、徴収金に係る世帯の階層区分の認定に必要な所得税等の課税状況については、保護者から必要な書類を求めることなどにより把握を努めるとともに、税務関係機関と連携を図りつつ、誤りのないよう十分な事務処理体制で確認し、その迅速適正な処理に努めること。

イ 母子生活支援施設入所申込書の提出の代行

(ア) 改正児童福祉法第23条第2項の規定により母子生活支援施設入所申込書の提出を代行する母子生活支援施設は、日頃から都道府県等の入所申込手続について十分に把握し、保護者から代行の依頼があった場合に当該保護者の了解を得た上で母子生活支援施設入所申込書の記載事項を確認し、記入漏れ等を防ぐなど保護者の負担軽減に資するように努めること。

(イ) 母子生活支援施設入所申込書の提出の代行に関わる者は、当該代行により知り得た、保護者や家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

ウ 情報提供

(ア) 改正児童福祉法第23条第5項の規定による都道府県等が行わなければならない情報提供に関して、都道府県等は、次に掲げる事項に関する情報について、都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域の内外にかかわらず、他の都道府県等と連携を取りつつ、母子生活支援施設一覧簿の備付け等地域住民が自由に利用できる方法で提供すること。

a 各母子生活支援施設の名称、位置及び設置者に関する事項(設置者と運営者が異なる場合にはそ

れら両方)

b 各母子生活支援施設の施設及び設備の状況に関する事項

c 次に掲げる各母子生活支援施設の運営の状況に関する事項

母子生活支援施設の入所世帯定員、入所状況及び職員の状況(職種別の職員数等)

母子生活支援施設の母子保護の実施及び入所した者に対する生活の支援の方針

その他母子生活支援施設の行う事業に関する事項(子育て支援短期利用事業や地方自治体による独自の事業への取組み状況、相談事業、具体的な就労支援策等)

d 徴収金に関する事項

e 母子生活支援施設への入所手続に関する事項(申込手続等)

なお、都道府県等が情報提供を行うに際しては、例えば母子生活支援施設の付近地図を示すことや母子生活支援施設の写真・図面を示すなど、利用者が分かりやすいような方法で実施するよう努めること。

(イ) 都道府県等はアの方法による情報提供のほか、広報誌、パンフレット、インターネット、ケーブルテレビ等を活用し、母子生活支援施設に関する情報について地域住民に広く周知するよう努めること。

エ 広域入所

母子生活支援施設の広域入所については、これまでも通知「母子生活支援施設における留意事項」(平成10年6月23日児家第35号)に沿って促進が図られているところであるが、改正法において母子保護の実施に関する地方公共団体の連絡調整の義務が規定されたこと(改正児童福祉法第23条第3項)に鑑み、都道府県等は一層の広域入所の活用及びこれに係る必要な連絡調整を行うこと。

第3 実施期日

本通知は、平成13年4月1日から実施するものであるが、実施前であっても、利用者の希望に添う入所や施設に関する情報提供を行うなど、できる限り改正児童福祉法の趣旨を踏まえた対応を行うよう努めること。

第4 その他

1 「母子寮への入所措置について」（昭和57年6月17日児発第514号）の一部改正

題名を次のように改める。

母子生活支援施設への入所について

通知中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「入所措置」及び「入所の措置」を「入所」に改める。

2 その他、過去に発出した通知中の文言のうち、今回の助産施設及び母子生活支援施設の入所方式の変更に伴い、改正が必要となる「入所措置」等の文言については、今後の他の契機による各々の通知の改正と併せて改正することとするが、それまでの間は、所要の読替えを行い、適用すること。

（以下、略）